

認可外保育施設を
利用している方へ

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

○ 無償化の対象となるためには、苫小牧市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは苫小牧市にご確認ください。また、手続きについては、今後、施設を通じてお知らせいたします。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に保育認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

(注) 苫小牧市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、市へ申請することが必要です。（施設を経由する場合があります）

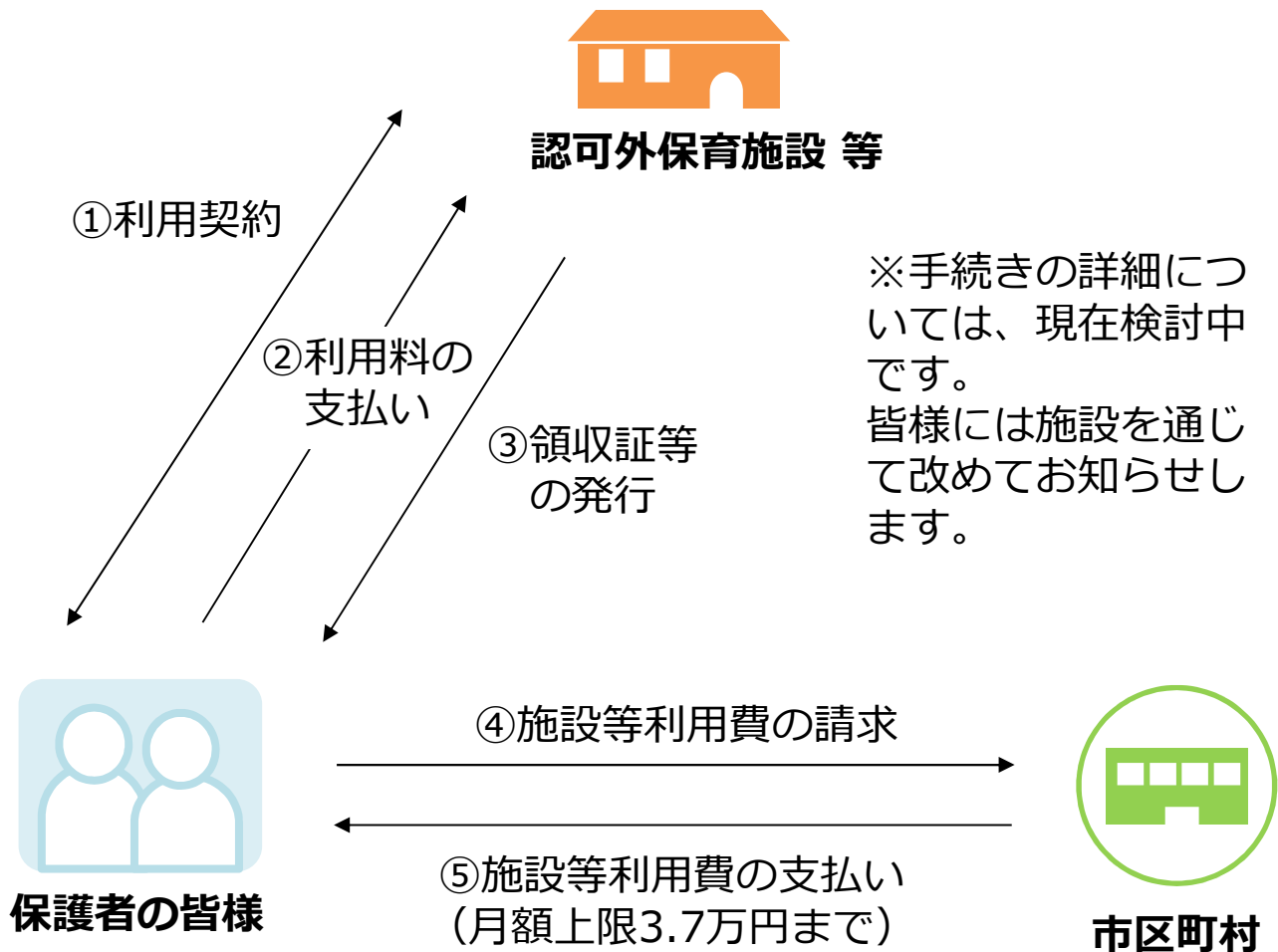
○ 都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、認可外の事業所内保育所等）、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要となります。

(注) 認可保育所・認定こども園・幼稚園等と併用している方は、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。



[基本的な手続きのイメージ (案)]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、苫小牧市に申請が必要です。
⇒手続きは施設を経由する場合がございます。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【市内の認可外保育施設に関する情報について】

苫小牧市健康こども部こども育成課

TEL：0144-32-6224 MAIL：kodomoiikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

苫小牧市健康こども部こども育成課

TEL：0144-32-6378 MAIL：kodomoiikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp